

軽減措置 1

○ 所得の少ない世帯に属する人

世帯の総所得金額等に応じて、均等割額が軽減されます。

軽減割合	住民票上の同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額
7割軽減	33万円(基礎控除額)以下の世帯
5割軽減	33万円(基礎控除額)+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)以下の世帯
2割軽減	33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数 以下の世帯

※ 総所得金額等は、保険料計算の場合と同様です。ただし、公的年金収入の場合は、公的年金等控除後の額から、さらに15万円を控除した金額で軽減の判定をします。

軽減措置 2

○ 後期高齢者医療制度に加入する前日において、被用者保険※の被扶養者であった人

(※ 政府管掌及び組管掌保険、船員保険、共済組合など。国民健康保険は該当しません。)

被用者保険の被扶養者であった人は、新たに保険料負担が生じるための緩和措置として、被保険者となる月から2年間は、均等割額が5割軽減されます。さらに、特例措置として、平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までは均等割額の9割が軽減されます。

いずれも、所得割額はかかりません。

平成20年4月に被保険者となる場合

平成20年4月～9月 保険料負担なし

平成20年10月～21年3月 均等割額：9割軽減、所得割額：なし

平成21年4月～22年3月 均等割額：5割軽減、所得割額：なし

保険料の計算例

・単身世帯例1 基礎年金受給者(年金収入79万円)の場合

均等割額(7割軽減) 15,280円+所得割額 0円=保険料 15,280円(年額)

・単身世帯例2:平均的な厚生年金受給者(年金収入201万円)の場合

均等割額(2割軽減) 40,748円+所得割額 44,352円=保険料 85,100円(年額)

・夫婦世帯例:夫の年金収入201万円、妻の年金収入79万円の場合

夫:均等割額(2割軽減)40,748円+所得割額44,352円=保険料 85,100円(年額)

妻:均等割額(2割軽減)40,748円+所得割額0円=保険料 40,740円(年額)

※ 保険料は10円未満切り捨て。

保険料の決定

○ 被保険者一人ひとりの保険料は制度開始後に決定いたしますので、保険料に関する通知は、平成20年4月以降になります。